

島内放置車両撤去の好事例 その2 (沖縄県 多良間村)

<自動車リサイクル法施行前後>

状況

以下の理由で、所有者が島内の民有地や空地に使用済自動車を放置していた

- ・車両の海上輸送費が高額
- ・従前役場が住民に代わって撤去しており、住民の使用済自動車に対する撤去の意識が低い

離島対策事業実施後

- ・支援事業の住民周知の遅れから、住民の意識が変わらず、放置された車両が100台以上島内で確認され、課題となっていた

村が呼びかけた結果、各自治区長が中心となり島内放置車両の一斉撤去を計画・実施

<放置車両対策の実施>

役場と自治区長による放置車撤去の計画・実施⇒短期間(4ヶ月)での効率的な撤去および住民啓発を実現

役割分担				
以下の通り、関係者の役割を分担し対策を実施				
	村	自治区長(8名)	整備業者(2社)	引取業者
準備	・放置車マップの作成 ・啓発チラシの作成 ・撤去依頼書の作成 ・住民代表説明会開催	・住民啓発(撤去の同意) ・撤去依頼書の回収		・船の手配 ・価格交渉
島内撤去	・撤去状況確認 ・所有者不明車両割り出し	・各区内確認	・住民からの委託を受け回収・引渡し	・島内整備業者と連携
島外搬出		・事業申請 ・今後の放置防止徹底		・適正処理

効果

- ・ 離島支援事業活用と関係者の迅速な対応の結果、実質住民負担ゼロにて実施
- ・ この取組みを機会に、使用済自動車の処理について住民が理解を向上させた結果、新たな放置・投棄を生まない環境を作ることが出来た
- ・ 実績

	保有台数	一斉撤去概要			
		放置台数	うち所有者不明車両	撤去台数	構成比
多良間村	576	137	10	137	100%

役場と住民代表による放置車マップ作成【各自治区の放置車マップ】



撤去依頼書と自治区啓発ポスター



撤去依頼書

ポイント

- ・ 各自治区で各戸に配布
- ・ 撤去計画の内容と費用の明確化
- ・ 自治区と事業者の共同 事業であることを強調

ポイント

- ・ 所有者の同意を得て撤去
- ・ 取りこぼしの無い様全戸に配付

使用済自動車を倉庫代わりに使用したり、宅地や畑に放置していませんか？
今回に限り、事業者の協力で所有者の負担が0円にて廃車の撤去ができます。

来月4月に、津川区では廃車の撤去を無料で行います！
撤去依頼書に記入し、区長へ提出して下さい。
(平成20年3月31日までに)
放置車両のなきいかな島にしましょう。

津川区と事業者のタイアップで島内の廃車を処理します。
今回は、事業者の協力により、**実費無料**にて収集・海上輸送・適正処理を実施します。(手数料等は必要なし)

配布する撤去依頼書に必要事項を記入のうえ、区長に提出してください。(3月31日までに)
本対策は、自動車リサイクル法の**離島対策支援事業**による海上輸送費(船費)を撤去費用に事業者の協力で実施します。
今回は費用が発生しますので、このチャンスをお見逃しください。

20年

撤去依頼書

■ 以下の車両について、引取・適正処理を依頼します。
また、今後所有する車両が使用済み(廃車)になった際は、業者に連絡し処理します。

* 所有者が島内にいない場合、家族、車両を放置された土地の所有者等が本人に連絡を取り代理手続きをすることも可能です。

引渡者氏名(代理人可*)	印
住所	
放置場所	
車種	

関連事業者の話

- ・ 島外にある引取業者が島で一斉撤去をするためには、区長の協力と村の取りまとめが必要不可欠であった
- ・ 関係者が一致団結した結果、今まで実現しなかった撤去を完了出来た

自治区長の話

- ・ 今回の一斉撤去をきっかけに住民の意識を変えることが出来た
- ・ 住民の理解が向上し、今後地区内に廃車が放置されることはないと思う